

議案第51号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に
「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ど
も・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定す
る通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。